

使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の理由

- (1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律が一部改正（令和3年5月28日）され、一定の要件を満たした認定長期優良住宅について、建築基準法の特定行政庁の許可により容積率を緩和する制度が創設されたことに伴い、使用料及び手数料条例の一部を改正し、容積率の特例許可申請手数料を新設することから、当該申請手数料を千葉県収入証紙により納入することを可能にするため、当該申請手数料を別表第二に新たに規定する。
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が令和3年6月16日に公布され、令和4年3月15日に施行されることに伴い、以下①～②のとおり改正を行う。
 - ①使用料及び手数料条例の一部を改正し、クロスボウの所持の許可申請手数料等を新設することから、上記1（1）同様、当該申請手数料を千葉県収入証紙により納入することを可能にするため、当該申請手数料を別表第二に新たに規定する。
 - ②その他銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴う所要の規定の整備を行う。

2 改正の内容

新旧対照表のとおり

3 施行期日

- (1) 令和4年2月20日
- (2) 令和4年3月15日

4 意見公募手続き（パブリックコメント）について

千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）第38条第4項第2号及び第8号に該当するため、意見公募手続きは実施しないものとする。